

福島県総務部公用車メンテナンス業務委託仕様書（案）

1 メンテナンス対象車両及び期間

別表「福島県総務部公用車メンテナンス業務委託対象車両一覧表」のとおり

2 履行場所

- ① 本庁（総務課、財産管理課）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

- ② 県北地方振興局

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

- ③ 県中地方振興局

〒963-8540 福島県郡山市麓山一丁目1番1号

(※令和8年度夏頃に下記住所に移転予定)

〒963-0115 福島県郡山市南一丁目94番

- ④ 県南地方振興局

〒961-0971 福島県白河市昭和町269番地

- ⑤ 会津地方振興局

〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号

- ⑥ 南会津地方振興局

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1

- ⑦ 相双地方振興局

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地

- ⑧ いわき地方振興局

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地

3 メンテナンス業務委託の範囲

- (1)法定点検整備(道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備)
- (2)継続検査点検整備(道路運送車両法第62条に基づく車両継続検査のための点検整備及び手続き一切)
- (3)継続検査点検整備に要する自動車賠償責任保険、重量税に関する経費の支払いとその

手続き代行

(4)一般修理(車両を常時正常な運転状態又は十分な機能が働く状態にするための予防整備。なお、それらの作業に生ずる消耗及び摩耗部品代も委託料に含む。)

(5)エンジンオイルの交換

受託業者の定める点検基準により行うこととし、使用するエンジンオイルは、各車両に適合するオイルを使用することとする。

(6)オイルエレメントの交換

受託業者の定める点検基準により行うこと。

(7)消耗品の交換

①バッテリーの交換

必要に応じ充電又は新品と交換すること。

なお、県側で真に交換が止むを得ないと判断される場合は、5(2)の指定整備工場に連絡をし、交換するかどうかの協議をすることとする。

②ワイパーの交換

必要に応じワイパー又はワイパーゴムの交換を行うこと。

なお、県側で真に交換が止むを得ないと判断される場合は、5(2)の指定整備工場に連絡をし、交換するかどうかの協議をすることとする。

また、ワイパーは夏用（全地域）・冬用（本府・会津・南会津地域のみ）を用意し装着すること。（メンテナンス対象車両のうち、冬用ワイパー非装着車（本府・会津・南会津地域のみ）については、その新規装着も含む。）

③その他消耗品の交換及び補充

ウインドウォッシャー液、不凍液、電球類の交換・補充を行うこと。

(8)エアコンディショナーの修理

エアコンディショナーの修理及びガスチャージ（交換・補充）を行うこと。

(9)タイヤの交換

①必要に応じ夏タイヤ及び冬タイヤ（スタッドレスタイヤ）を新品と交換すること。

なお、県側で真に交換が止むを得ないと判断される場合は、5(2)の指定整備工場に連絡をし、交換するかどうかの協議をすることとする。

※交換するタイヤは、メンテナンス対象車両が自動車メーカーにおいてライン装着するものと同等のタイヤとする。なお、タイヤメーカーについては、国産メーカーに限定

する。

②ホイールについては従来から使用するものに装着し直すこととする。（タイヤの入替、ホイールバランス、車体からの脱着・装着も含む。）

また、タイヤがパンクした場合はそのタイヤの修理を行うこと。（修理が不可能な場合は交換を行うこと。）

③対象車両の夏タイヤと冬タイヤの交換作業を行うこと。

なお、特に県側から指示があった場合は、その指示に従うこと。

また、必要に応じタイヤローテーションも行うこと。

(10) メンテナンス業務に生ずる修理工場への輸送業務

法定点検、継続検査点検整備及びタイヤ交換等でメンテナンス業務を行う際には、対象車両について、原則として整備工場への引取り及び保管場所への納車を行うこと。

なお、継続検査及び法定点検時等には、原則として洗車後納車すること。

4 メンテナンス業務委託の除外範囲

(1) 交通事故や県側の不注意を起因とした車両破損に伴う修理

(2) カーナビ（TVも含む）、シート（縫い目の綻びやへたりのみ）、ホイール、アクセサリー（バイザー、フロアマット、マッドガード、タイヤチェーン等）の修理又は交換

(3) 文字、マーキングなどの書換え又はステッカーシール等の張替え費用

(4) 県の過失によるトラブルの対処費用（キーロック、ガス欠）

(5) ホイールキャップなどの紛失及びタイヤ・ホイールなどの盗難の場合の補てん

(6) ガラスの油膜取りや各種添加剤や水抜き剤の提供

(7) 明らかに車両の酷使、ラリー、レース及び一般に自動車が走行しない場所での走行又は駐車による不具合の修理

(8) 自動車の機能に影響する改造により発生した不具合の修理

(9) 経時変化により発生した不具合（塗装、メッキ等の自然褪色）の修理

(10) 県側がメーカー指定以外の部品及びオイル等を使用したことにより発生した不具合の修理

(11) 仕様の限度を越える使用（積載量、定員、速度オーバー等）により発生した不具合の修理

(12) 受託者の了解を得ずに行った指定整備工場以外での整備・修理及びそれに起因する

不具合の修理

- (13) 甲の故意又は重過失に起因すると判断される故障及び不具合の修理
- (14) 天災、地変に起因する不具合の修理
- (15) 車両が使用できることにより発生した費用(交通費、宿泊費、休業補償等)
- (16) 県が業務上使用した燃料費、駐車料金、高速料金に関する経費の精算業務

5 その他

(1) 緊急対応に対するサポート

突然の故障の際、必要に応じ路上整備けん引等のロードサービスを原則1時間以内に行い、最寄りの受託事業者の提携整備工場で適切な措置を講ずることとする。なお、これに関する経費は受託業者が負うこととする(県側の運転に原因がある場合を除く。)。

(2) 指定整備工場

①受託業者は、対象車両を主にメンテナンスする整備工場を、福島県内各方部(県北、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわき)ごとに1又は2か所指定し、県に報告すること。なお、指定する整備工場は、本庁及び各地方振興局の所在する市町村に本拠地を置くものとすること。

②受託業者の了解を得て、やむ得ない事由により、指定整備工場以外の整備工場等で整備・修理を行った場合は、その整備・修理の内容がメンテナンス業務委託の範囲内である場合は、受託業者がその費用を支払うこと。

(3) 苦情処理

受託者は、県からメンテナンス業務に関して苦情を受けたときは、誠意を持って速やかに対応・解決すること。

(4) その他の対応

メンテナンス対象車両には、それぞれメンテナンス受託会社名、指定整備工場及びそれぞれの連絡先を明示したものを配備すること。

なお、委託契約締結後、メンテナンス受託会社の窓口、担当者、連絡網等について速やかに明示し、委託者に報告すること。